

空乗第2015号  
平成11年2月23日(制定)  
国空航第3037号  
令和4年3月29日(最終改正)

# 操縦士実地試験実施細則

## 計器飛行証明

(回転翼航空機)



## I. 一般

1. 計器飛行証明に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 実技試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により行わせる。
  - 2-1 実機による実技試験では全ての科目を模擬不作動状態として実施する。
  - 2-2 模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）による実技試験では全ての科目を完全な不作動状態で実施する。
3. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。
4. 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、試験に使用する航空機に適用される最低値とする。
5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。
6. フードの使用は、次のとおりとする。
  - 6-1 フードの要件
    - 6-1-1 着脱が容易であること。
    - 6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。
    - 6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。
    - 6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。
  - 6-2 フードの使用を開始及び終了すべき時期
    - 6-2-1 フードの使用の開始時期は、試験官の指示によるものとする。
    - 6-2-2 ILS進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了
    - 6-2-3 進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度か対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了
    - 6-2-4 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、航空機が最低降下高度に100フィートを加えた高度以下であり、かつ、目視降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から900メートルの距離に達したときに終了
    - 6-2-5 非精密進入に続いて周回進入を行う場合は、原則として航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね1,600メートルの距離に達したときに終了

7. 計器飛行方式による野外飛行を行う場合は、可能な限り有視界気象状態と計器気象状態の双方を想定した飛行を行わせるものとする。
8. 試験官が必要と認めた場合は、「III. 6. 計器飛行方式による野外飛行」で機上作業を行う場合及び試験官が指示した区間について、自動操縦による（カップリング状態による）飛行をさせることができる。
9. 「III. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは、飛行中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ、又は模擬操作を行わせることを意味する。
10. 「操縦に2人を要する回転翼航空機」又は「計器飛行方式において操縦のために2人を要する回転翼航空機」については、『回転翼航空機における「航空機の2人運用」の指針について』に基づき、機長及び副操縦士の業務分担、スタンダードコールアウト要領等を事前に定め首席航空従事者試験官の確認を受けること。
11. 「国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い（平成12年7月28日付け空乗第2105号）」及び「国際民間航空条約の締約国たる外国政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者のうち操縦士の資格証書を有する者に行う実地試験について（平成12年7月28日付け空乗第2106号）」により免除する科目は「III. 3. 基本的な計器による飛行」及び「III. 4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行」とする。
12. 模擬飛行装置等を使用して実地試験を行う場合の実施要領は次のとおりとする。
  - 12-1 使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
  - 12-2 模擬飛行装置等で行う場合の実技試験科目は、「IV. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等との使用区分」による。
  - 12-3 模擬飛行装置等を使用して実技試験を実施する場合、受験者に実地試験開始までに実地試験プロファイルを書面により提出させ、首席航空従事者試験官（地方局担当の試験にあっては先任航空従事者試験官）の了承を得るものとする。
  - 12-4 実機による試験で行った操作は、模擬飛行装置等で実施済の科目であっても全て評価の対象とする。また、「7. 飛行全般にわたる通常時の操作」、「9. 航空交通管制機関等との連絡」、「10. 航空機乗組員間の連携」及び「11. 総合能力」あっては実機及び模擬飛行装置等共通の試験科目であり、実施した場合はそれぞれ判定する。
  - 12-5 ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は次のとおりとする。
    - 12-5-1 計器飛行方式により離陸する場合は、実地試験に使用する空港施設の実際の設置状況にかかわらずRVR300メートルとする。
    - 12-5-2 計器飛行方式により着陸する場合は、その進入方式の最低気象条件とする。ただしILSによる進入は原則としてカテゴリーIILSの最低気象条件の最低値とする。
    - 12-5-3 空中操作を行う場合は、飛行視程0メートルとする。
  - 12-6 模擬飛行装置等における教官卓操作（設定含む。）について
    - 12-6-1 模擬飛行装置等を使用して行う科目の出発空港、到着空港等及び離陸重量は、受験者と調整の上、試験官が選定して模擬飛行装置等

に設定させる。

12-6-2 「航空交通管制機関との連絡」については、教官卓を操作する者に実際の飛行状況に則した模擬の交信（管制通信）を行わせる。

12-7 模擬飛行装置等による実技試験において次の各号の1に該当する場合は試験を停止し始めからやり直すものとする。

12-7-1 模擬飛行装置等の不具合により模擬飛行が中断し試験の判定が困難なとき。

12-7-2 教官席で操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しないとき。

13. 異なる種類の航空機の計器飛行証明を有する者に係る実技試験では、「6. 計器飛行方式による野外飛行」は行わない。

14. 「操縦に2人を要する回転翼航空機」又は「計器飛行方式において操縦のために2人を要する回転翼航空機」を使用して実地試験を行う場合は、「III. 9. 航空交通管制機関との連絡」及び「III. 10. 航空機乗組員間の連携（10-2及び10-3）」の科目について副操縦士としての業務も評価する。

この場合、受験者の座席位置は問わず、次の科目を実施する。

(1) 計器進入方式

(2) 待機方式（FMSを装備する航空機に限る。）

(3) 進入復行方式

【参考】当該細則における各資格の技能証明等の表記について

1. 回転翼航空機における各資格の技能証明等の表記

航空機の種類「回転翼航空機」の記載は省略。例えば「自家用操縦士」という記載は、回転翼航空機における自家用操縦士の技能証明を意味する。また、「計器飛行証明」、「操縦教育証明」も同様である。

2. 「異なる種類の航空機の計器飛行証明を有する者」とは以下の○が付された資格であって、当該資格における計器飛行証明保有者をいう。

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼				---
飛行機	○	○	○	
飛行船	○	○	○	---
滑空機	---			---

注) -- : 航空法施行規則別表第二において、各航空機の種類における飛行経歴  
その他の経歴が設定されていない資格（平成25年4月1日現在）

## II. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 計器飛行等による運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	計器飛行等に係る次の事項について質問し、答えさせる。 1. 計器飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について、計器飛行等に係る次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から選択する。故障した場合の処置も含む。 (1)操縦系統（安定増大装置、自動操縦装置含む。） (2)防水・除氷装置 (3)航法装置 • 飛行計器 • 気象レーダー • VOR, DME, ILS, marker beacon receiver/indicators, transponder/altitude encoding, ADF, GPS, FMS 3. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

### III. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施及び地上作業について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証書 明類 書 ・		
2-2	重 量 ・ 重 心 位 置 等	<ol style="list-style-type: none"><li>試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。</li><li>搭載する燃料及び滑油の品質について確認させ、質問に答えさせる。</li></ol> <p>(注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</li><li>使用できる燃料及び滑油並びに搭載している燃料及び滑油について確認できること。</li><li>質問事項に正しく答えられること。</li></ol>

番号	科目	実施要領	判定基準
2-3	航空情報・気象情報	<p>1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。</p>	<p>1. 航空情報を正しく理解できること。</p> <p>2. 天気図等を使用し、天気概況及び予報について正しく説明できること。</p> <p>3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。</p> <p>4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。</p> <p>5. 質問事項に正しく答えられること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
2-4	飛行前点検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。	1. 飛行規程等に定められた点検が正しくできること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に正しく答えられること。
2-5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が正しく実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を厳守できること。
2-6	地上滑走	1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエアタキシングを行わせる。 2. エアタキシングの高度は、障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする。	1. ダウンウォッシュの影響が考慮されていること。 2. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、速やかに、かつ、安全に停止できる速度で滑走できること。 3. 他機（特に大型機）の後方を通過する場合に安全に対する配慮を行えること。 4. L T Eに対する配慮がなされていること。

### 3. 基本的な計器による飛行

(目的)

計器飛行の基本的な科目全般について判定する。

(注) 模擬計器飛行により行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	基本操作	<p>次の順序で一連の科目を連續して行わせる。</p> <p>1. 巡航形態で左又は右の360度タイムド・ターン（水平旋回）      2. 巡航形態から進入形態へ移行      3. 右又は左の標準180度水平旋回      4. 昇降率毎分500フィートで、左又は右の標準180度上昇旋回に引き続き右又は左の標準180度下降旋回</p> <p>(注1) 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。      (注2) タイムド・ターン以外は標準旋回で行わせる。</p>	<p>1. 飛行中の諸元は、      高度は±100フィート      速度は±10ノット      針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時）      以内の変化であること。</p> <p>2. 昇降率は毎分±200フィート以内の変化であること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
3-2	異常な姿勢からの回復	<p>1. 航空機を異常な飛行姿勢としたのち、受験者にジャイロ式姿勢指示器及びジャイロ式方向指示器以外の計器を使用させ水平直線飛行状態に回復させる。</p> <p>2. ジャイロ式姿勢指示器が2系統装備されている機体については、航空機を異常な飛行姿勢としたのち、補助系統を使用し水平直線飛行状態に回復させる。</p> <p>(注1) 異常な飛行姿勢は、機首上げ姿勢及び機首下げ姿勢のそれぞれについて行う</p> <p>(注2) 異常な飛行姿勢は、計器に対する注意の欠如、じょう乱又は操舵の不適切な調和により生ずるものを模して行う。</p>	<p>1. 異常な姿勢から速やかに回復操作ができること。</p> <p>2. 危険な状態に陥らないこと。</p>

4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) 飛行姿勢、速度、出力の大きな変化を伴う各種操作について、模擬計器飛行により判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	急旋回	傾斜角30度で左右360度旋回を連続して行わせる。	1. 調和した操作であること。 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（旋回停止時、切り返し時） 傾斜角は±5度 以内の変化であること。
4-2	(空白)		
4-3	型応式じ特た性操に作	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた正しい操作ができること。

5. 計器飛行方式による飛行			
(目的) 計器飛行方式による飛行方法及び計器飛行による各種操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	離陸の時移の行 計器飛行	所定の方式に従って飛行させる。  (注) 離陸は雲高100フィートの想定のもとに行わせる。	1. 計器飛行へ円滑に移行し安定した離陸を継続できること。 2. 上昇速度は±5ノット以内の変化であること。 3. 適切な横風修正ができるここと。
5-2	標及び的計 な器計到 器着出方 發式方 式	管制承認又は試験官から模擬管制承認を受け所定の方式に従って飛行させる。	1. 航法装置等を適切に使用し所定の方式に従って正しく飛行できること。 2. トラッキングを行う場合は±5度以内の変化であること。 3. 飛行中の諸元は、速度は、±10ノット 高度制限がある時の高度は、±50フィート
5-3	待機方式	所定の方式に従って待機フィックスに達したのち、1回以上待機経路を飛行させる。	1. 待機経路へのエントリーが正しくできること。 2. 待機経路を正しく飛行できること。 3. 待機経路の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-4	計器進入方式	(精密進入) 所定の方式により、精密進入を行わせ着陸させる。ただし、P A R 進入を除く。	1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、 速度は±10ノット ローカライザーは1ドット グライドスロープは1ドット 以内の変化であること。
		(非精密進入) 非精密進入の中からひとつを指示し、非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、A D F 進入及びレーダーベクターに引き続くL O C 進入を除く。  (注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機材では、当該ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。	1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、 速度は±10ノット トラッキングは、C D I の中心から右および左のフルスケールまでのそれぞれ 1/2以内又はR M I の±5度以内の変化であること。 4. 最低降下高度到達後に水平飛行する場合は、 高度は+50フィート -20フィート 以内の変化であること。 5. 降下計画が適切で安定したものであり、安全に着陸できること。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-5	進入復行方式	所定の方式による計器進入を行い、進入復行点において進入復行を行わせる。	<p>1. 進入復行点で速やかに復行を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート、速度は±10ノット、針路又はコースは±10度以内の変化であること。</p>
5-6	計器進入からの着陸	最低気象条件に概ね対応する区域内で計器進入からの着陸を行わせる。	目視による進入に移行後、適正な高度又は降下角及び経路を継続して飛行し、安定した着陸ができること。

6. 計器飛行方式による野外飛行			
(目的) 計器飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	野外飛行計画	<p>1. 受験者に出発飛行場と異なる目的飛行場を指定して、計器飛行方式による野外飛行計画を作成させる。この野外飛行計画は巡航速度で1時間以上の航程とする。</p> <p>2. 受験者は、気象情報、航空情報を入手し、野外飛行計画を作成する。</p> <p>3. 受験者が作成した野外飛行計画を点検し、必要な事項について質問し答えさせる。</p>	<p>1. 正確な野外飛行計画を30分以内に作成できること。</p> <p>2. 適切な高度、経路及び代替空港等を選定できること。</p> <p>3. 必要な航法諸元を迅速且つ正確に算出できること。</p> <p>4. じょう乱・凍結等飛行障害現象の存在を予測できること。</p> <p>5. 無線航法図、計器進入図を正しく利用できること。</p> <p>6. 離陸、着陸及び代替空港等における最低気象条件等の適用について正しく理解していること。</p> <p>7. 質問事項に正しく答えられること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
6-2	計器飛行方式による野外飛行	<p>1. 管制承認に従って飛行を開始させる。</p> <p>2. 飛行中、受験者に対地速度、予定到着時刻等航法諸元の算出を行わせる。</p>	<p>1. 管制承認の受領、位置通報等が円滑且つ確実にできること。</p> <p>2. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>3. 飛行中所要の情報を入手し、有効に利用できること。</p> <p>4. 真対気速度、予定到着時刻を適宜点検し、必要な場合は速やかに訂正の通報ができること。</p> <p>5. 航空保安施設を有効に利用できること。</p> <p>6. 気象状況等の変化に応じ適宜高度、経路を変更できること。</p> <p>7. 巡航中、高度は±200フィート以内の変化であること。</p>
6-3	代替空港等への飛行	目的地に着陸できない状況を設定し、代替空港等へ飛行する場合の手順、経路、高度の選定等、必要な事項について受験者に説明させる。	<p>1. 適切な経路及び高度を選定できること。</p> <p>2. 目的空港及び代替空港等の飛行方式、最低気象条件等を説明できること。</p>

7. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 航空機の通常操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
7-1	飛行状況の管理	規定等に定められた飛行状況の管理及び運航方針に従った手順を行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. スタンダードコールアウトが正しくできること。</li> <li>2. 運航方針に従った手順が正しくできること。</li> </ul>
7-2	防の除使氷用系統	所定の操作を行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 必要に応じて正しい操作ができること。</li> <li>2. 作動状態が監視でき、必要な場合は代替措置ができること。</li> </ul>
7-3	自の動使操用縦系統等	所定の操作を行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 所定の手順に従って正しい操作ができること。</li> <li>2. 作動状態が監視でき、必要な場合は代替措置ができること。</li> </ul>

番号	科目	実施要領	判定基準
7-4	自援 動助 又系 は統 他の の使 進用 入	所定の操作を行わせる。	1. フライトディレクターの特徴を理解し、正しく使用できること。 2. 作動状態が監視でき、必要な場合は代替措置ができること。
7-5	情の 報使 処用 理 装 置 等	所定の操作を行わせる。	1. 所定の手順に従って、円滑、かつ、正しい操作ができること。 2. 情報を有効に利用できること。
7-6	その の使 他用 の 系 統 ・ 装 置	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑、かつ、正しい操作ができること。

## 8. 異常時及び緊急時の操作

### (目的)

緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。

(注1) 模擬計器飛行により行う。

(注2) 単発機は(8-1)を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	発動機の故障	1 発動機模擬不作動の状態にしたとき、所定の方式による操作を行わせる。	所定の方式による操作を確実にできること。
8-2	(空白)		
8-3	諸系統又は装置の故障	1. 計器飛行方式による飛行中、受験者に無線機故障時等の状況を与える、その処置について説明させる。 2. 計器飛行において次の系統又は装置のうち、少なくとも2系統について故障時の操作を行わせる。 (1)操縦系統（安定増大装置、自動操縦装置含む。） (2)発動機（動力伝達系統含む。） (3)ロータ・システム（メインロータ、アンチトルク） (4)降着装置関係（ブレーキ、ステアリング含む。） (5)燃料系統・滑油系統 (6)油圧系統 (7)電気系統 (8)ピトー・スタティック系統 (9)空調装置 (10)防水・除氷装置	緊急事態の内容を的確に判断し、チェックリストの使用を含む所定の手順に従って速やかに処置ができること。

番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
8 - 3 続 き		<p>(11)航法装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛行計器</li> <li>・気象レーダー</li> <li>・VOR, DME, ILS, marker beacon receiver/indicators, transponder/altitude encoding, ADF, GPS, FMS</li> </ul> <p>(注) 1 及び 2 は口述により行うことができる。</p>	

9. 航空交通管制機関等との連絡			
(目的) 航空交通管制機関等との連絡について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>ATC用語を正しく理解し、使用できること。</li> <li>所定の方法により円滑に交信でき、必要な情報及び許可入手できること。</li> <li>管制機関の指示あるいは許可に従って運航できること。</li> </ol>

10. 航空機乗組員間の連携			
(目的) 乗組員間の連携等について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
10-1	乗組員間の連携	機長として副操縦士と連携し必要な飛行作業を行わせる。	乗組員間の連携等が適宜緊密にできること。
10-2	飛行状況の確認	副操縦士として、規定等に定められた飛行状況の確認及び運航方針に従った手順を行わせる。	1. 副操縦士としてのスタンダードコールアウトができること。 2. 副操縦士として、運航方針に従った手順ができること。
10-3	通常常操・作緊及び操作	副操縦士としての所定の操作を行わせる。	運航方針に従って円滑にできること。

## 11. 総合能力

### (目的)

実地試験の全般にわたり規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して業務を遂行できることを評価し、計器飛行及び計器飛行方式による飛行を実施する能力を総合的に判定する。

(注) (11-3) は、操縦に2人を要する受験機の場合に適用する。

番号	科目	判定要領	判定基準
11-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性を持って飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予期される危険を回避すること。
11-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に業務を遂行できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
11-3	指揮統率・協調性	他の乗組員に対する指揮を含む乗員間の連携について判定する。	積極性を持ち、他の乗組員と協調して業務を遂行できること。
11-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

IV. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等との使用区分

実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等との使用区分は次のとおりとする。

ただし、試験官は、評価の正確性、模擬飛行装置等の性能等から必要と認めたときは、使用区分の一部を変更して行うことができる。

科 目	飛行訓練装置				模擬飛行装置		
	4	5	6	7	B	C	D
2. 飛行前作業							
2-4 飛行前点検（内部点検に限る。）	—	—	S	S	S	S	S
2-5 始動・試運転	—	—	S	S	S	S	S
2-6 地上滑走	—	—	—	—	S <sup>1</sup>	S	S
3. 基本的な計器による飛行							
3-1 基本操作	—	S	S	S	S	S	S
3-2 異常な姿勢からの回復	—	—	—	S	S	S	S
4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行							
4-1 急旋回	—	—	S	S	S	S	S
4-2 型式特性に応じた操作	N	N	N	N	N	N	N
5. 計器飛行方式による飛行							
5-1 離陸時の計器飛行への移行	—	—	—	S <sup>1</sup>	S <sup>1</sup>	S	S
5-2 標準的な計器出発方式及び計器到着方式	—	—	S	S	S	S	S
5-3 待機方式	—	—	S	S	S	S	S
5-4 計器進入方式							
精密進入	—	—	S	S	S	S	S
非精密進入	—	—	S	S	S	S	S
5-5 進入復行方式	—	—	S	S	S	S	S
5-6 計器進入からの着陸							
精密進入	—	—	—	—	S <sup>1</sup>	S	S
非精密進入	—	—	—	—	S <sup>1</sup>	S	S
6. 計器飛行方式による野外飛行							
全科目	—	—	—	—	—	—	—
7. 飛行全般にわたる通常時の操作							
全科目	—	—	S	S	S	S	S
8. 異常時及び緊急時の操作							
8-3 諸系統又は装置の故障	—	—	S	S	S	S	S
9. 航空交通管制機関等との連絡							
全科目	—	—	S	S	S	S	S
10. 航空機乗組員間の連携							
全科目	—	—	S	S	S	S	S
11. 総合能力							
全科目	—	—	S	S	S	S	S

記号の意味

S : 模擬飛行装置等により行うことのできる科目

N : 実機又は模擬飛行装置等のいずれかで行うかは個々の機体による科目

— : 模擬飛行装置等により行うことのできない科目

1 : wheel landing gear 装置を装備している場合、滑走形態で使用可能。

V. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

**実地試験成績報告書**  
(計器飛行証明)

総合判定

① 受 験 者 調 書			
ふりがな 氏 名		□昭和 □平成 生年月日 年 月 日	
受験する航空機の種類		□飛行機 □回転翼航空機 □飛行船 既得の技能証明の番号 No. _____	
試験に使用する航空機 等 級		型 式 国籍・登録記号 No. _____	
□陸上 □単発(機) □ビーチ機 □水上 □多発(機) □ターピン機		式 型 No. _____	
連絡先 (会社団体等)	電話番号		
学科試験合格	年 月 日 受験地		
② 教 官 の 証 明			
受験者は計器飛行証明に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による必要な訓練及び所定の技能を有していることを証明します。			
教官の有する技能証明の資格と番号 操縦士 No. _____ 計器飛行証明 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____			
受験者は計器飛行証明に係る必要な訓練及び所定の技能を有していることを証明します。			
教官の有する技能証明の資格と番号 操縦士 No. _____ 計器飛行証明 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____			
③ 試 験 の 実 施			
模擬飛行装置又は飛行訓練装置		実機	
期日 年 月 日 場所		期日 年 月 日 場所	
試験官		試験官	
特記事項		特記事項	

1. 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
2. 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。

# 成績表

試験科目	判定		
	飛行機	回転翼航空機	飛行船
口述試験			
1. 運航に必要な知識			
1-1 一般知識			
1-2 航空機事項			
実技試験			
2. 飛行前作業			
2-1 証明書・書類			
2-2 重量・重心位置等			
2-3 航空情報・気象情報			
2-4 飛行前点検			
2-5 始動・試運転			
2-6 地上滑走			
3. 基本的な計器による飛行			
3-1 基本操作			
3-2 異常な姿勢からの回復			
4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
4-1 急旋回			
4-2 失速と回復操作			
4-3 型式特性に応じた操作			
5. 計器飛行方式による飛行			
5-1 離陸時の計器飛行への移行			
5-2 標準的な計器出発方式及び計器到着方式			
5-3 待機方式			
5-4 計器進入方式	精密進入 非精密進入		
5-5 進入復行方式			
5-6 計器進入からの着陸	精密進入		
	非精密進入	直線進入 周回進入	
		周回進入	
6. 計器飛行方式による野外飛行			
6-1 野外飛行計画			
6-2 計器飛行方式による野外飛行			
6-3 代替空港等への飛行			
7. 飛行全般にわたる通常時の操作			
7-1 飛行状況の管理			
7-2 防除氷系統の使用			
7-3 自動操縦系統等の使用			
7-4 自動又は他の進入援助系統の使用			
7-5 情報処理装置等の使用			
7-6 その他の系統・装置の使用			
8. 異常時及び緊急時の操作			
8-1 発動機の故障			
8-2 フリーパルーン			
8-3 諸系統又は装置の故障			
9. 航空交通管制機関等との連絡			
9-1 管制機関等との連絡			
10. 航空機乗組員間の連携			
10-1 乗組員間の連携等			
10-2 飛行状況の確認			
10-3 通常操作及び異常・緊急操作			
11. 総合能力			
11-1 計画・判断力			
11-2 状況認識			
11-3 指揮統率・協調性			
11-4 規則の遵守			

附 則（平成25年11月8日 国空航第556号）

（施行期日）

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和3年6月30日 国空航第656号）

1. この改正通達は、令和3年7月1日から施行する。
2. 「飛行訓練装置を実地試験において使用する場合の取扱いについて」（平成12年8月31日付け空乗第2127号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。